

5 医安第 1 0 3 8 号
令和 6 年 2 月 13 日

各関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について（通知）

このことについて、令和 6 年 1 月 16 日付け医薬発 0 1 1 6 第 5 号で厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
生産グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 3 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 5 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 4 4 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 4 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp